

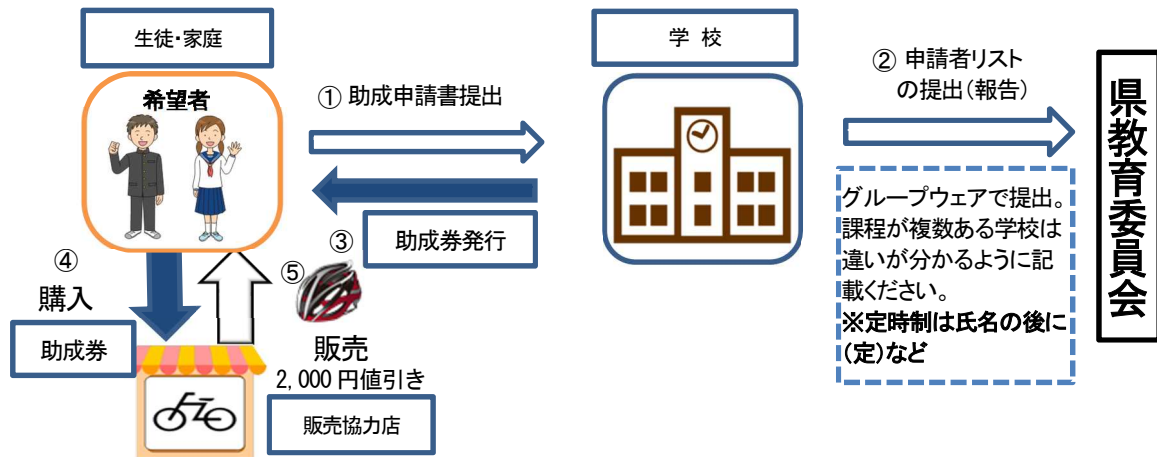
1 助成の手続き

- (1) 自転車ヘルメット購入の助成について、助成を希望する児童生徒（保護者）は「自転車ヘルメット購入費助成申請書（以下、申請書という）」を学校へ提出する。
- (2) 学校長は、申請内容に不備がないこと、また、助成の申請があった児童生徒が以下に該当することを確認のうえ、「(別紙)自転車ヘルメット購入費助成申請者リスト（以下、申請者リストという。）」のExcelデータを学校安全対策課のアドレスにグループウェアで提出する。

- ・申請した児童生徒は、自転車通学（通学区間の一部や部活動での利用など、学校長が認めたものを含む）が許可、または許可される見込みの者である。
- ・申請した児童生徒は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である。

- (3) 学校長は、申請書に**割り印**をし、切り取った助成券を児童生徒に交付する。（交付の際には受取確認を行うこと。（様式自由。申請者リストに任意の欄があるので、ご活用ください。））
- (4) 助成券の交付を受けた児童生徒（保護者）は、販売協力店で助成券を示し、一人2,000円（限度額）の値引きを受けて購入する。

※ ただし、合格者登校日で多数の申請が発生する場合などは、(2)の申請者リスト（Excelデータ）の提出と(3)の助成券交付の順序が入れ替わっても差し支えない。



2 助成券の発行手続き等について

- ・助成券の申請期間は令和7年3月24日（金）から令和8年1月28日（水）までとします。
- ・助成券の発行は、令和7年3月24日以降に行ってください。
- ・助成券の有効期間は、令和7年4月1日（火）又は助成券発行日のいずれか遅い日から令和8年1月31日（土）までとします。
※令和7年3月に発行された助成券は、令和7年3月31日までは使用できません。ご注意ください。
- ・令和6年度までの様式で発行された助成券は使用できません。必ず、令和7年度の様式で発行するようご注意ください。
- ・申請書及び助成券に申請者の整理ナンバーを記載し、申請者リストの作成をお願いします。整理ナンバーは、学校で任意に作成してください。ただし、申請書・助成券・申請者リストの整理ナンバーは同一のものとしてください。
- ・複製を防ぐため、学校長の在学（入学予定）証明とともに、**押印・割り印**をしてください。

3 児童生徒（保護者）の留意点

- ・助成の対象となるヘルメットは、新品で、安全基準を満たしたことを示す「マーク」(*)のあるものに限ります。

(*) SG：一般財団法人製品安全協会認証 CE：欧州標準化委員会
JCF：日本自転車競技連盟 など

- ・ヘルメットの販売額が2千円（消費税入）を下回る場合は、その額が助成額となります。
- ・発行年度内での助成券の再発行は原則行いません。また、助成券でのヘルメット購入は在学中に一人1回のみです。（特別支援学校は小学部、中学部、高等部でそれぞれ1回まで使用可）
- ・令和6年度までに交付された助成券は、有効期限を過ぎているため、使用できません。
再度、助成を希望する場合は、改めて令和7年度用の助成券を申請する必要があります。